

瀬戸市概算数量発注工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する公共工事の品質を確保しつつ、設計積算業務の簡略化及び効率化を促進し、事業の円滑な執行を目的として行う概算数量発注工事について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 当初設計図書 次のアからキまでに定めるもののうち、工事ごとに発注者が指定するものをいう。

ア 位置図

イ 平面図（施工範囲が明確となるもの）

ウ 標準断面図（代表的な断面図）

エ 工事費内訳書

オ 数量計算書、数量集計表及び数量総括表

カ 特記仕様書

キ その他特に発注者が定めたもの

(2) 概算数量 当初設計図書の図面等により算出した概算の数量をいう。

(3) 概算数量発注工事 当初設計を概算数量により行い工事を発注し、契約後に受注者が行う設計照査及び現地測量にて確定した設計数量に基づき契約変更を行って施工する工事をいう（一部を概算数量により発注する工事を含む。）。

(4) 工事計画図書 受注後に、工事の施工範囲の確認、設計照査及び現地測量を行った結果をもとに作成する、施工数量の根拠となる次のアからキまでに定めるもののうち、工事ごとに発注

者が指定するものをいう。

ア 平面図

イ 縦・横断面図

ウ 構造図

エ 展開図

オ 詳細図

カ 数量計算書、数量集計表及び数量総括表

キ その他特に発注者が定めたもの

(対象工事)

第3条 概算数量発注工事の対象となる工事は、原則として設計価格が1億円未満の建設工事であり、かつ、次の各号に定める要件に該当する工事のうち、市長が定める工事とする。

(1) 維持、修繕及び舗装復旧工事

(2) 構造計算若しくは安定計算又は用地買収を伴わない工事

(入札公告書等への明示)

第4条 入札公告書等には、概算数量発注工事であることを明示する。

(当初設計図書の作成)

第5条 概算数量で発注する工事の当初設計図書には、次の各号に掲げる方法により概算であることを明示する。

(1) 工事費内訳書 摘要欄又は備考欄に「概算」と明示する。

(2) 数量計算書、数量集計表及び数量総括表 摘要欄又は備考欄に「概算」と明示する。

(3) 特記仕様書 数量が概算であること及び次のアからウまでに掲げる契約後の手続きを明示する。

ア 工事計画図書の範囲を確定すること。

イ 受注者は発注者の立ち会いのもと、現地で施工範囲を確認し、設計照査及び現場測量を行い、施工前に設計数量を確定

するための工事計画図書を監督員に提出し、承諾を得ること。

ウ イの規定にかかわらず工事着手後にしか数量が定まらないものについては、数量確定後、遅滞なく出来高数量に基づく変更後の工事計画図書を監督員に提出し、承諾を得ること。

（工事計画図書の作成費用）

第6条 受注者が施工前に行う工事計画図書の作成費用として、発注者は「工事計画図書作成費」を共通仮設費の「準備費」に計上することとする。ただし、工事計画図書の作成に必要な調査及び測量は、通常行う設計図書の照査の範囲内であるため費用計上は行わないものとする。

（工期の設定）

第7条 工期を設定する際には、標準工期に加え、工事計画図書の作成の期間として10日を標準とし、工事の発注内容により適宜期間を見込むこととする。

（設計変更）

第8条 工事計画図書に基づく設計変更については、次の各号のとおり行うものとする。

(1) 発注者は、工事計画図書を精査し、受注者の都合による増工等がないか確認しなければならない。

(2) 発注者は、工事計画図書に基づく設計数量の確定後、遅滞なく設計変更協議を行い、工期末までの必要な時期に契約変更を行うものとする。

(3) 変更理由は、「概算数量発注工事の現場精査による変更」とする。

2 設計変更による契約変更は、瀬戸市設計変更事務取扱要領（平成18年8月1日施行）によるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和４年４月１日から施行する。
(瀬戸市概算数量発注工事試行要領の廃止)
- 2 瀬戸市概算数量発注工事試行要領は廃止する。